



## 証明書のコンビニ交付サービス等を一時停止します

システム更新のため、コンビニ交付サービスの利用を停止します。また、マイナンバーカードを利用した、らくらく窓口証明書交付サービスの利用も停止します。

証明書を取得する場合は、本庁市民課や各支所の証明書発行窓口をご利用ください。

サービス停止期間 11月25日(火) 6:30～12月7日(日) 23:00

再開予定日時 12月8日(月) 6:30頃

停止するサービス

- ・住民票の写しの発行
- ・住民票記載事項証明書の発行
- ・印鑑登録証明書の発行
- ・所得証明書の発行
- ・所得課税証明書の発行
- ・戸籍全部(個人)事項証明書の発行
- ・戸籍の附票の写しの発行
- ・戸籍証明書交付の利用登録

市民課(☎0848-38-9160)

## 下水道使用料を改定します

### 【改定の理由】

公共下水道には、快適な暮らしや良好な水環境を保つ役割があります。事業運営は使用料で賄うことが原則ですが、不足分について一般会計からの繰入金(税金)に頼っています。

今回の下水道使用料改定は、使用者にご負担いただくことで、繰入金(税金)を抑えることを目指しています。

2段階で改定することを令和3年度に決定し、第1段階として令和4年度に15.5%の増額改定を行いました。第2段階として令和8年度には11.3%の増額改定を行います。

### ■下水道使用料の改定内容

令和8年8月の請求分から、改定後の使用料を適用します。(検針月の関係で、一部の人は同年7月請求分から)

### ■下水道使用料の改定前と改定後(月額・消費税込)

公共下水道(旧尾道市)

| 種別  | 月間排水量 | 改定前    | 改定後     | 増額分    |
|-----|-------|--------|---------|--------|
| 一般用 | 10㎥   | 1,265円 | 1,408円  | 143円   |
|     | 20㎥   | 3,047円 | 3,388円  | 341円   |
|     | 30㎥   | 5,082円 | 5,654円  | 572円   |
|     | 50㎥   | 9,911円 | 11,044円 | 1,133円 |

※ひよりが丘団地・虹が丘団地の污水处理施設使用料についても、同じ使用料を適用します。

その他の下水道施設

農業集落排水処理(瀬戸田町御寺・宝地地区)・漁業集落排水処理(向東町大町地区)・工業及び流通団地污水处理(美ノ郷町本郷)は改定しません。

特定環境保全公共下水道(旧御調町)

| 種別   | 月間排水量  | 改定前    | 改定後  |         | 改定内容                             |
|------|--------|--------|------|---------|----------------------------------|
| 事業施設 | 10㎡    | 5,742円 | 10㎡  | 1,408円  | 公共下水道<br>(旧尾道市)<br>と同額に<br>なります。 |
|      | 20㎡    |        | 20㎡  | 3,388円  |                                  |
|      | 30㎡    |        | 30㎡  | 5,654円  |                                  |
|      | 50㎡    | 9,570円 | 50㎡  | 11,044円 |                                  |
| 一般家庭 | 1世帯あたり | 2,750円 | 改定なし |         |                                  |
|      | 1人あたり  | 550円   |      |         |                                  |

※メーター検針分について改定し、一般家庭など(世帯人員制)は改定しません。

### 【説明会の開催】

下水道事業の状況や料金改定の内容について説明会を開催しますので、ご都合に合わせてご参加ください。

※しまなみ交流館開催時の《市営ベルポール駐車場》、市役所本庁開催時の《庁舎駐車場》利用者については、駐車券等を交付します。

上下水道局経営総務課(☎0848-29-3411)

| 日         | 時           | 場 所      |
|-----------|-------------|----------|
| 12月17日(水) | 19:00～20:00 | ベイタウン尾道  |
| 12月22日(月) | 19:00～20:00 | しまなみ交流館  |
| 1月15日(木)  | 19:00～20:00 | 総合福祉センター |
| 1月20日(火)  | 19:00～20:00 | 市役所本庁    |

## 尾道市水道記念館 臨時休館日のお知らせ

設備点検のため12月14日(日)は休館します。

☎上下水道局経営総務課  
(☎0848-37-8700)

## 日曜にも受け取れます マイナンバーカード

■マイナンバーカード(個人番号カード)の交付案内が届いた人

■11月23日(祝)、12月7日(日)  
8:30~12:00

次は12月14日(日)です。  
※行事などと重なった場合、中止になる場合があります。来庁前にHP等で確認してください。

■本庁市民課のみ

※市民課以外の各支所が交付場所になっている人は、交付日の4日前までに交付場所変更の連絡をしてください。

■マイナンバーカード交付通知書兼照会書(交付案内に同封)  
・本人確認書類(交付案内参照)  
・通知カード(回収します)  
・住民基本台帳カード(回収します・お持ちの人のみ)

☎市民課(☎0848-38-9166)

## 手話通訳者が 窓口でお手伝いします

■11月18日(火)、12月16日(火)  
9:00~12:00

手話通訳が必要な人は社会福祉課窓口へお越しください。

市役所本庁での手続きなどをお手伝いします。

※来庁時間が分かる場合は事前にお知らせください。

■社会福祉課

(☎0848-38-9125・

☎0848-38-9206)

✉s-fukusi@city.onomichi.hiroshima.jp



## 社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書は 年末調整・確定申告まで大切に保管を

国民年金保険料は、所得税と住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が日本年金機構から送付されますので、年末調整や確定申告の際に添付してください。

### ■対象・送付時期

①1月1日~9月30日に国民年金保険料を納付した人:10月下旬~11月上旬

②10月1日~12月31日に国民年金保険料を納付した人(①の人を除く):令和8年2月上旬

☎ねんきん加入者ダイヤル(☎0570-003-004(ナビダイヤル))

ねんきんネットとマイナポータルを連携し、ねんきんネットで電子送付希望の登録をすると、マイナポータルで確定申告などに必要な年金の通知書を電子データで受け取れます。詳しくは日本年金機構HPをご覧ください。



▲日本年金機構HP

☎ねんきん定期便・ねんきんネットなど  
専用ダイヤル(☎0570-058-555)

## もしも、病気やけがで障害が残ったら…

## 障害基礎年金をご存じですか

国民年金加入中や、20歳前の病気やけがで障害の状態(精神の障害も含む)になったときは、一定の要件を満たせば障害基礎年金が支給されます。

### ■支給要件

①初診日(障害の原因となった病気やけがで初めて医師の診療を受けた日)に国民年金に加入中の人、または、老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けていない60歳以上65歳未満の人。

②初診日の前日に一定の保険料納付要件を満たしていること。

③障害認定日(初診日から原則として1年6カ月を経過した日かそれ以前に症状の固定した日)に障害年金等級表の1級または2級の障害の状態になっていること。

### ■20歳前に初診日があるとき

20歳前の病気やけがにより障害になり20歳に達したとき、障害年金等級表の1級か2級の状態にあれば、障害基礎年金を受けられます。

※所得制限あり。

☎保険年金課(☎0848-38-9143)

※初診日が厚生年金加入中や3号被保険者(サラリーマンの配偶者)期間の人は、三原年金事務所(☎0848-63-4111)へお問い合わせください。

## 司法書士による電話相談 「労働トラブル110番」

■11月23日(祝) 10:00~16:00

■パワハラやセクハラ、賃金未払い  
やサービス残業など、様々な労働  
トラブルについての電話相談  
相談専用電話  
(☎082-511-7196)

■広島司法書士会

(☎082-221-5345  
FAX 082-223-4382)

いい みらい

## 11月30日は「年金の日」 「ねんきんネット」のご活用を

自分の年金記録や将来の年金見  
込額を確認し、将来の生活設計に  
ついて考えてみませんか。

「ねんきんネット」をご利用いた  
だくと、パソコンやスマートフォ  
ンから、いつでも自分の年金記録  
を確認できるほか、自分の年金記  
録からさまざまな条件を  
設定した上で、年金見込  
額の試算をすることもで  
きます。

■三原年金事務所

(☎0848-63-4111)



▲ねんきん  
ネット

# 清掃

～不法投棄は  
やめましょう～

【尾道・御調・向島地区】 ■尾道市クリーンセンター(☎0848-48-2900)  
衛生施設センター【持込】・清掃事務所【収集】  
【因島地区(原・洲江含む)】 ■南部清掃事務所 (☎0845-24-0432)  
【瀬戸田地区】 ■南部清掃事務所瀬戸田分所(☎0845-27-0454)

## ■11月の「休日」ごみ持込受付(対象は家庭ごみです。)

|        |             |            |
|--------|-------------|------------|
| 22日(土) | 御調清掃センター    | 8:30~11:00 |
| 23日(祝) | 尾道市クリーンセンター | 8:30~12:00 |
|        | 南部清掃事務所     |            |
|        | 瀬戸田名荷埋立処分地  |            |

必ず分別をして持ち込んでください。(資源物・粗大ごみを含む)  
※向島クリーンセンター・因島リサイクルセンターは休日の持込  
受付はありません。

## 11月24日「振替休日」のごみ収集

月・木曜日が「もやせるごみの収集地域」のみ収集します。  
※もやせるごみ以外の収集はお休みです。

## 年末の「ごみの持込」はお早めに

毎年、年末になるとごみの持込みは混雑します。平日であれ  
ば比較的空いていますので、しっかり分別してお早めにお越し  
ください。なお、平日の受付時間などは施設により異なること  
がありますので、事前に持ち込まれる施設にご確認ください。

年末のごみ収集日・ごみ持込受付・し尿収集の日程は、広報お  
のみち12月号に掲載予定です。

## 不法投棄は犯罪です！

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)において、  
みだりにごみを投棄することは禁止されており、不法投棄を行  
った者は罰則が課せられます。

(廃棄物処理法第25条及び第32条)

・個人の場合は5年以下の拘禁刑、もしくは1,000万円以下の罰  
金、またはその両方。

・法人の場合は3億円以下の罰金。

不法投棄を予防するために、次のような対策が大切です。

- ・こまめに草刈りをし、見通しのきくきれいな状態にしておきましょう。
- ・敷地の入り口に柵やカギを設けるなど、車両等が侵入しにくい環境を作りましょう。
- ・定期的な見回りをするなど、常に土地の状況を把握しておきましょう。

広島県と尾道市も「不法投棄監視パトロール」を警察によるパトロール等とともに行っ  
ていますが、不法投棄を見かけましたら、尾道警察署(☎0848-22-0110)へご相談く  
ださい。

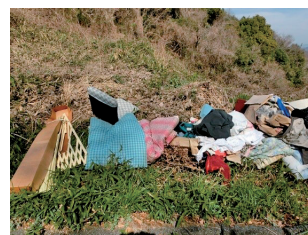
ホッチキスの  
針は外してから  
出すの? ①

②

③

④

⑤



## 環境資源リサイクルセンター

(☎0848-48-2212)

10:00~16:30 / 月・木・祝日休館



Facebook

12/2(火)~14日 冬のリサイクル市

### 〈冬のリサイクル市開催に伴いリサイクル品を募集します〉

衣類・日用贈答品・置物・くつ・かばんなどリサイクル品を募  
集しています。

まだ使える不用品物がご家庭に眠っていましたら、ご寄贈く  
ださい。車が入るところまで、リサイクル品の個別収集も日を  
定めて行っています。ご希望の人は電話でお申込みください。

※品物の種類、状態によってはお断りする場合があります。  
詳しくはお問い合わせください。

## 12月の出張販売

|          |             |              |
|----------|-------------|--------------|
| 12/ 6(土) | 10:00~14:00 | 市民センターむかいしま  |
| 12/ 9(火) | 10:30~14:00 | 因島総合支所1階デッキ  |
| 12/10(水) | 10:30~14:00 | 瀬戸田市民会館前駐車場  |
| 12/12(金) | 10:00~14:00 | 道の駅クロスロードみつぎ |

急な休館やイベント情報などを発信しています。

https://www.facebook.com/onomichi.recycle